

農業災害補償に関する行政評価・監視

<資料>

資料1 農業災害補償制度の概要

- (1) 農業災害補償の仕組み
- (2) 農業共済事業の種類
- (3) 農業共済事業の実績
- (4) 農業共済再保険特別会計に対する一般会計からの繰入額
- (5) 全国の農業共済団体数及び調査対象連合会・組合等（平成16年4月1日現在）

2 事務費負担金関係

- (1) 農業共済団体に対する事務費負担金の交付額
- (2) 事務費負担金の対象経費と対象外経費
- (3) 事務費負担金の交付対象経費の内訳(平成15年度)
- (4) 任意共済事業に係る経費を事務費負担金の交付対象経費としているもの
- (5) (4)の事例に係る額を交付対象経費から除外した場合、交付額が過大になるとみられるもの
- (6) 職員給与等の改定を増額になる際は4月に遡及し、減額になる際は遡及せず算出しているもの

3 特別事務費等補助金関係

- (1) 特別事務費等補助金の交付額
- (2) 特別事務費等補助金の執行が不適切なもの
- (3) (2)の不適正額を補助対象経費から除外した場合、補助金が過大交付となるもの

4 共済事業運営関係

- (1) 共済業務運営に係る主な不適切事例一覧

<事例集>

1 事務費負担金の執行の適正化

- (1) 任意共済事業に係る経費を負担金対象経費としているもの
- (2) 職員給与等の改定を増額になる際は4月に遡及し、減額になる際は遡及せず算出しているもの

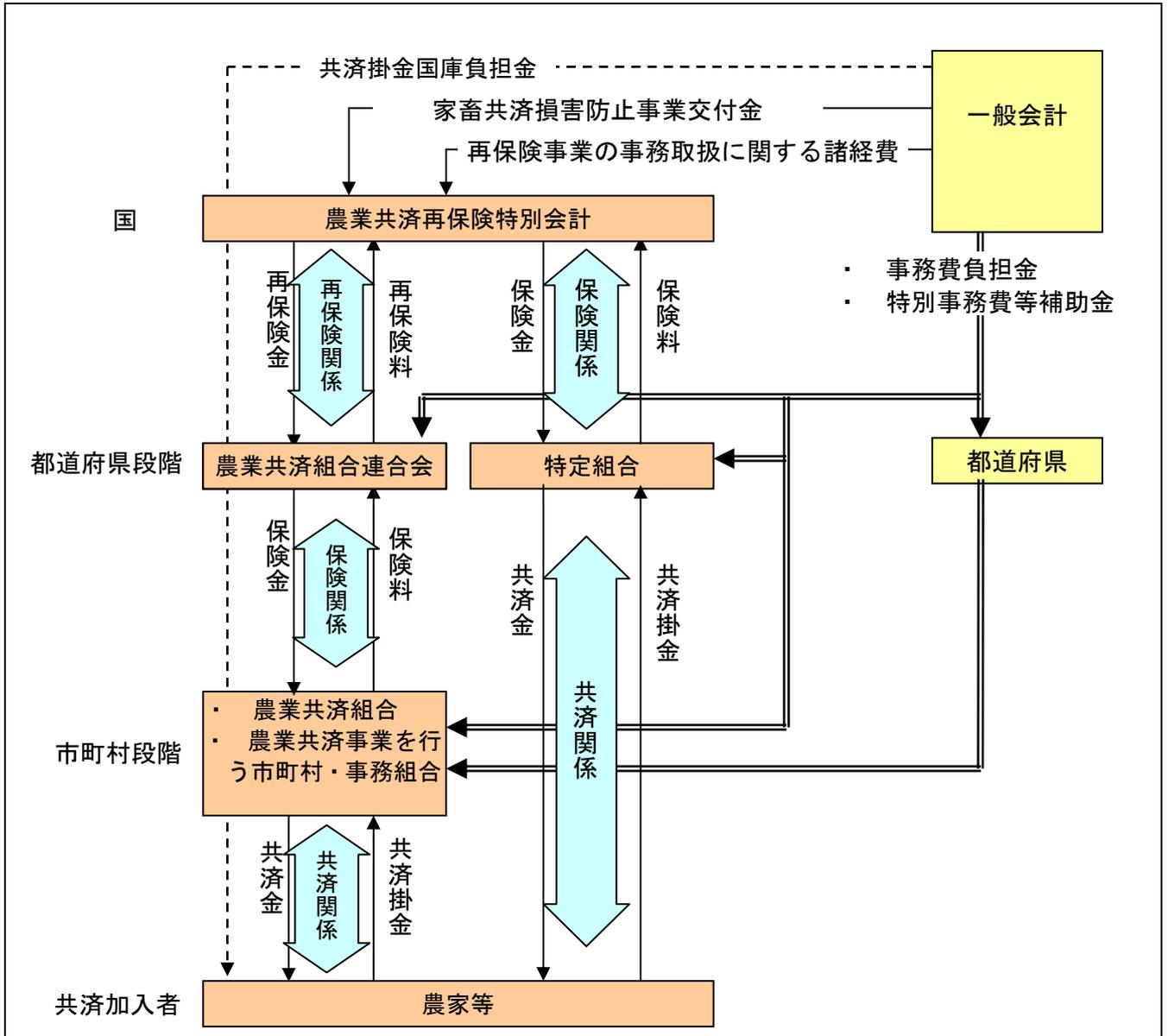
2 特別事務費等補助金の執行の適正化

3 共済業務運営の適正化

- (1) 共済の引受け
- (2) 共済掛金の徴収
- (3) 損害評価
- (4) 共済金等の支払

農業災害補償制度の概要

(1) 農業災害補償の仕組み



- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 事務費負担金及び特別事務費等補助金(図内の \Rightarrow) は、平成15年度までは、連合会、特定組合及び組合等のすべてが都道府県を通じた間接補助であったが、16年度以降は、交付方法が次のとおり変更されている。
 ・ 事務費負担金：平成16年度から連合会及び特定組合が国からの直接補助
 平成17年度からは、一部の都道府県内の組合等が国の直接補助(残りは間接補助)
 ・ 特別事務費等補助金：平成17年度からは、連合会及び全組合等が国の直接補助
 3 共済掛金の国庫負担金(図内の $-\ - - \rightarrow$) は、農業共済再保険特別会計にプールされた後、連合会の再保険料及び組合等の保険料と相殺されるため、実際には農家等には交付されない。

(2) 農業共済事業の種類

区分	共済目的 (制度の対象作物等)	共済事故 (制度の対象となる事故、自然災害等)
制度共済事業	農作物共済事業	風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害
	家畜共済事業	牛、馬及び種豚にあつては死亡（と殺による死亡を除く。以下同じ。）、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚にあつては死亡
	果樹共済事業	(収穫共済) 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下（農災法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済（以下「特定収穫共済」という。）にあつては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少） (樹体共済) 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による枯死、流出、滅失、埋没及び損傷
	畑作物共済事業	農作物にあつては風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、農作物の減収及び糖度の低下）、蚕繭にあつては蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び獣害による減収
	園芸施設共済事業	風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害
任意共済事業	建物、農機具、その他上記以外の農作物等	

- (注) 1 農災法第83条及び第84条に基づき当省が作成した。
 2 任意共済事業については、法令上、共済事故についての規定はない。
 3 「指定かんきつ」とは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑及びゆずの総称である。
 4 「特定園芸施設」とは、施設園芸の用に供する施設のうち、温室等その内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（これらに附属する設備を含むものとし、農林水産省令で定める簡易なものを除く。）をいう。

(3) 農業共済事業の実績

(単位：千戸、千件、億円)

年産(度)	昭和60	平成2	7	12	13	14	15	16
区分								
共済の引受戸数	4,712	4,162	3,492	3,055	2,980	2,903	2,838	2,760
共済金額	35,609	33,882	34,394	30,127	29,223	28,823	27,740	28,566
共済掛金額	1,785	1,607	1,605	1,461	1,425	1,449	1,313	1,298
共済金支払額	860	1,045	1,106	879	874	959	1,871	未集計

(注) 1 農林水産省の資料による

2 平成16年産(度)の数値は、速報値であり、また、共済金支払額は平成17年12月現在、集計未了である。

(4) 農業共済再保険特別会計に対する一般会計からの繰入額

(単位：百万円)

区分	平成12年度	13	14	15	16	17
共済掛金国庫負担金	76,063	74,112	73,987	66,391	64,834	66,935
農業勘定	36,400	35,071	34,924	28,201	26,652	27,930
家畜勘定	31,502	31,215	31,354	31,248	31,692	32,289
果樹勘定	4,588	4,171	4,083	3,931	3,430	3,609
園芸施設勘定	3,573	3,654	3,626	3,012	3,059	3,107
損害防止事業補助金	1,153	1,094	1,048	979	782	810
事業事務経費等	1,403	1,342	1,306	1,322	1,263	1,255
計	78,620	76,547	76,341	68,692	66,879	69,000

(注) 1 農林水産省の資料による。

2 畑作物共済事業は、「農業勘定」に区分されている。

3 損害防止事業補助金は、家畜の共済事故による損害を防止するため、農災法に基づき、特定組合又は連合会が特定の疾病について予防診療等を計画的に実施するための事業に対して、特定組合又は連合会に交付されるものである。

4 事業事務経費は、国の再保険事業及び保険事業を実施するための経費（農林水産省の農業再保険業務に係る職員の人件費、事務費等）である。

5 端数整理の関係で、各欄の計は一致しない場合がある。

(5) 全国の農業共済団体数及び調査対象連合会・組合等

(平成16年4月1日現在)

区分	農業共済団体の種類 連合会数	組合等数	農業共済組合		市町村及び一部事務		
			うち、特定組合	うち、	市町村	一部事務組合	
全国の農業共済団体数	44	294	216	3	78	18	60
うち、調査対象数	22	85	77	1	8	1	7

(注) 1 農林水産省の資料による。

2 「特定組合」は、都道府県内の複数の農業共済組合が合併を進めた結果、1都道府県1農業共済組合となった農業共済組合であり、農災法第53条の2に基づき、都道府県農業共済組合連合会の権利義務を継承したものをいう。

資料 2

事務費負担金関係

(1) 農業共済団体に対する事務費負担金の交付額

(単位：百万円)

区分	昭和 60年度	平成 2年度	7	11	12	13	14	15	16	17
事務費負担金の額	54,141	54,141	54,141	54,141	53,841	53,541	53,241	52,941	52,641	52,341
組合等事務費	46,943	47,145	47,615	47,631	47,856	47,720	47,453	47,109	47,056	
連合会事務費	7,198	6,996	6,526	6,510	5,985	5,821	5,788	5,532	5,885	

(注) 1 農林水産省の資料による。

2 昭和60年度から平成11年度までは同額である。平成12年度からは、毎年度3億円ずつ減額されている。

3 各年度の額は決算額である。ただし、平成17年度の額は予算額である。

(2) 事務費負担金の対象経費と対象外経費

連合会及び組合等の業務経費（全体）＜1,429億円＞

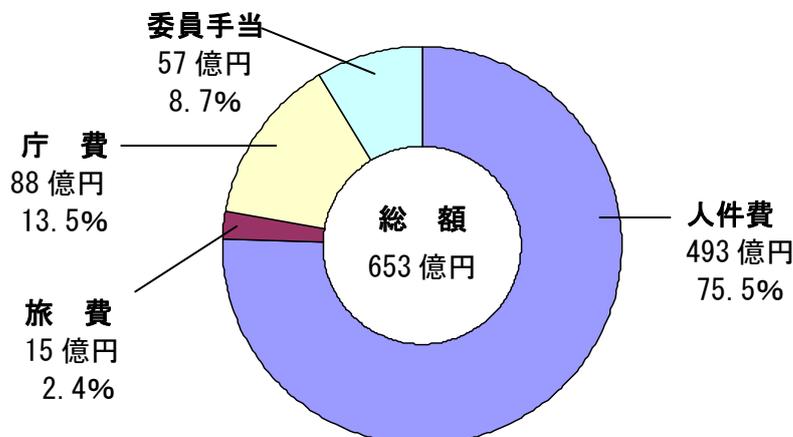
○事務費負担金の対象経費（制度共済事業に係る人件費、旅費交通費、庁費等）＜653億円＞	○事務費負担金の対象外経費＜776億円＞
○事務費負担金の交付額 ＜529億円＞	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意共済事業に係る経費 ・ 制度共済事業関係の経費のうち、調整手当、管理職手当、超過勤務手当、視察研修等の旅費など ・ 建設引当金繰入、有価証券処分損等

(注) 1 交付要綱等に基づき、当省が作成した。

2 < >内の金額は、平成15年度分である。

3 事務費負担金の交付対象経費は、事務費のうち制度共済事業に係る人件費、旅費交通費、庁費等である。ただし、国は予算の範囲内で負担することとされているため、全額を負担していない。このため、連合会は組合等から、組合等は農家等から事務費賦課金を徴収するなどして、国庫負担分の不足額を補っている。

(3) 事務費負担金の交付対象経費の内訳（平成15年度）



(注) 農林水産省の資料による。

(4) 任意共済事業に係る経費を事務費負担金の交付対象経費としているもの

(単位：万円)

事例の内容	区分	事例のみられた 連合会、組合等 数	事例に係る額
制度共済事業と任意共済 事業の両事業に従事する 職員の給与等の按分処理 を行っていないもの	共済事業担当部門の 職員	2 組合等	約253
	参 事	9 連合会、34組合等	約6,506 (注3)
	共通管理部門の職員	12連合会、41組合等	約5億4,711 (注3)
	計 (実数)	13連合会、43組合等	約6億1,470
庁費等について、制度共済事業と任意共済 事業の按分が適切に行われていないもの		3 組合等	(額の算定困難)
事務費負担金の交付対象とされていない 経費を計上		4 連合会、28組合等	約3,067
計		14連合会、57組合等	約6億4,537

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「制度共済事業と任意共済事業の両業務を兼務する職員の給与等の按分処理を行っていないもの」及び「庁費等について、制度共済事業と任意共済事業の按分が適切に行われていないもの」については平成15年度分について調査し、「事務費負担金の交付対象とされていない経費を計上」については、13年度から15年度の3か年度について調査した結果である。

3 当該額は、交付対象経費から除外するのが適切と認められる額であり、平成15年度分について、当該連合会又は組合等の共済事業担当部門の職員数を制度共済事業と任意共済事業の業務量でより按分した「人頭割方式」により当省が独自に試算した。

(5) (4)の事例に係る額を交付対象経費から除外した場合、交付額が過大になるとみられるもの

(単位：千円)

区分	交付対象 事業費	国庫負担 金額	除外すべ き額	補助対象 事業費(修 正後)	過大とな るとみら れる額
組合等数	(A)	(B)	(C)	(D=A-C)	(B-D)
8 組合等	3,259,607	3,235,173	24,434	37,809	13,375

(注) 上記(4)の不適正事例がみられた連合会及び組合等について、事務費負担金対象経費から上記(4)の不適正額を除外して事務費負担金対象経費を再計算した結果、事務費負担金対象経費が事務費負担金交付額を下回り、事務費負担金が過大に交付されているとみられる8組合等の合計額を計上した。

(6) 職員給与等の改定を増額になる際は4月に遡及し、減額になる際は遡及せず算出しているもの

(単位：万円)

連合会、組合等別	連合会、組合等数	4月に遡及した場合の差額
連合会	4	1,991
組合等	11	4,655
計	15	6,646

(注) 当省の調査結果による。

資料 3

特別事務費等補助金関係

(1) 特別事務費等補助金の交付額

(単位：百万円)

区分	昭和60年度	平成2年度	7	12	13	14	15	16	17
特別事務費補助金	536	978	821	577	519	405	243	126	150
対策費補助金				292	563	779	664	471	512
計	536	978	821	869	1,082	1,184	907	597	662

- (注) 1 農林水産省の資料による。
 2 対策費補助金は、平成12年度に設けられた補助金である。
 3 各年度の額は決算額である。ただし、平成17年度は当初予算額である。

(2) 特別事務費等補助金の執行が不適切なもの

(単位：万円)

補助金の種類	不適切事例の区分	連合会、組合等数	不適正額
特別事務費補助金	損害評価の実測の用務以外の経費を損害評価特別事務費の損害評価実測費の対象としているもの	1連合会3組合等	約129
対策費補助金	補助対象経費を過大に実績報告しているもの	1連合会2組合等	約9
	補助対象経費とされていない経費を対象経費としているもの	1連合会8組合等	約63
	対象経費として計上された経費の内容が補助目的からみて不適切と認められるもの	15組合等	約1,699
	小計	2連合会21組合等	約1,771
計		3連合会22組合等	約1,900

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象とした補助金は、平成13～15年度の3か年度分である。
 3 「小計」及び「計」欄の連合会及び組合等数は、実数である。

(3) (2)の不適正額を補助対象経費から除外した場合、補助金が過大交付となるもの

(単位：千円)

区分	補助対象事業費	国庫負担金額	補助率	不適正使用額	補助対象事業費(修正後)	過大補助額
組合等数	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(D=A-C)	(B-D)
8組合等	26,858	20,402		11,705	15,152	5,249

- (注) 上記(2)の不適正事例がみられた連合会及び組合等について、補助対象事業費から上記(2)の不適正額を除外して補助対象事業費を再計算した結果、補助対象事業費が補助額を下回り、補助金が過大に交付されているとみられる8組合等の合計額を計上した。

(1) 共済業務運営に係る主な不適切事例一覧

(単位：円)

主な事例の内容		事例のみられた 組合等数(農家等 数)	左のうち、共済金 の支払がされて いるもの	不適正支払額
共済の 引受関係	加入資格基準面積を満 たさない農家等を加入	6組合等 (8農家等)	3組合等 (3農家等)	約85,000
	耕地の引受面積を実際 の面積より過大又は過 少に引受	10組合等 (12農家等)	4組合等 (5農家等)	過大約17,000 過少約 9,000
	共済価額を過大又は過 少に設定して引受	5組合等 (13農家等)	3組合等 (5農家等)	過大約738,000 過少約 32,000
共済掛 金の徴 収関係	共済掛金の延滞農家に 対する督促及び延滞金 の徴収を行っていない	12組合等 (20農家等)		
	このうち、延滞金の徴収 を行っていないもの	7組合等 (10農家等)		延滞金未徴収額 約30,000
損害評 価関係	損害評価要綱等に定め られた方法と異なる方 法で損害評価	2組合等 (2農家等)	過大評価分 2組合等 (2農家等)	約7,000
支払関 係	無事戻金の支払対象と ならない農家等に無事 戻金を支払	2組合等 (3農家等)	2組合等 (3農家等)	11,000
	無事戻金の支払対象と なる額が過大	2組合等 (2農家等)	2組合等 (2農家等)	1,000

(注) 当省の調査結果による。

事 例 集

1 事務費負担金の執行の適正化

(1) 任意共済事業に係る経費を負担金対象経費としているもの

① 参事及び共通管理部門の職員の給与等を全額負担金交付対象経費としているもの

L県Lb組合は、職員総数32人。内訳は、参事1人、総務課職員が6人及び共済事業担当課（果樹課、農産園芸課等）26人となっている。共済事業担当課26人のうち、建物農機具課の5人が主に任意共済事業に従事しているため、この5人については、給与等の一部（5人で2.083人分）を負担金の交付対象外経費としている。しかし、参事及び総務課職員については、全額を負担金の交付対象経費に計上している。

このため、参事の給与等約525万のうち約42万円（注1）、総務課5人の給与等約2,625万のうち約213万円（注2）、計約255万円は、交付対象経費から除外する必要があるとみられる。

（注）1 共済事業担当課26人のうち、2.083人分が任意共済事業担当であるため、任意共済事業の比率は8.01%（ $2.083 \div 26$ ）。参事の給与等525万1,060円に8.01%を乗じた額42万5,336円が任意共済事業の相当額。

2 総務課5人の給与等2,625万5,300円に8.01%を乗じた額212万6,679円が任意共済事業の相当額。

② 事務費負担金の交付対象経費とされていない経費を対象経費としているもの

- ・ U県Ua組合は、職員用住宅の借上料を交付対象経費（施設費の修繕維持費）に計上。計上額は、平成13～15の3か年度で約1,796万円
- ・ J県Jb組合は、視察旅行の経費（バスの借上代）を交付対象経費（損害評価費の賃借料）に計上。計上額は、平成13～15の3か年度で約116万円

(2) 職員給与等の改定を増額になる際は4月に遡及し、減額になる際は遡及せず算出しているもの

平成14年度及び15年度は、人事院勧告により国家公務員の本俸及び期末勤勉手当の支給率が4月に遡って減額されている（平成14年度は、本俸2.0%、期末勤勉手当0.05月減。平成15年度は、本俸1.1%、期末勤勉手当0.25月減）。

U県Uf組合は、人事院勧告が増額勧告となる場合は、人事院勧告どおりに増額改定しているが、ベースダウンとなった平成14及び15年度については、実施時期を翌年度からとし、遡及減額していない。実際に支給された額と人事院勧告どおりに改定した場合の額（当省試算）の差は、平成14年度約330万円、15年度約180万円

2 特別事務費等補助金の執行の適正化

- ・ 損害評価実測費は実測評価のための補助金であるにもかかわらず、D県D a 組合は、実測評価ではなく、損害評価員の検見眼の統一のために行う検見評価（損害評価員ごとに評価内容に差が生じないように、損害評価員を集めて評価基準を確認するもの）の旅費72万8,000円を補助対象経費に計上
- ・ Z 4 連合会は、平成14年5月に1万4,400円、同年10月に3万6,800円を補助対象とされている会議費（茶菓代）として実績報告書に記載しているが、実際には補助対象経費とされていない昼食代に充当

3 共済業務運営の適正化

(1) 共済の引受け

① 共済価額を過大又は過少に設定して引受しているもの

A 県の A b 組合の A 農家は、平成15年2月、温風暖房機など9施設、総額2,850万円の園芸施設共済（共済掛金は、2万746円）に加入。

A 農家の施設は、平成13年度に取得したものであるため、引受額は2,850万円ではなく、経過年数に伴う減額割合である「68%」を適用した1,938万円とするべきであったが、A b 組合は、農家に対する補償を手厚くするために、引受書類の設置年月欄に平成13年3月と記載しなければならないところを平成15年3月と記載し、「100%」の共済価額を設定している。

A 農家には、同年9月、落雷による損害に対し、共済金174万円が支払われているが、共済価額を正しく設定した場合の共済金は141万円であり、33万円が過大に支払われている。

② 引受面積が過大となっているもの

S 県 S b 組合の S 農家は、平成15年度に、畑作物共済(大豆)に加入。

加入した耕地の実際の面積は81.2a であるが、組合等が加入面積を十分確認せず、農家が記載した加入申込書の耕地面積85.4a のまま4.2a 過大に引受け。

S 農家には、事故により共済金7万7589円が支払われているが、耕地面積を正しく設定した場合の共済金は7万3,628円であり、3,961円が過大に支払われている。

(2) 共済掛金の徴収

○ 延滞金の徴収を行っていないもの

○ 県○ b 組合の○ 農家は、平成15年度に、畑作物共済(大豆) に加入したが、共済掛金51万5,394円を納入期限の2月28日を102日超える6月11日に納入。
これに対する延滞金は1万6,100円になるが、組合は農家の感情悪化を懸念し、延滞金を徴収していない。

(3) 損害評価

○ 損害評価要綱等に定められた方法と異なる評価方法により損害評価を行っているもの

J 県 J c 組合の J 農家は、平成15年度に、農作物共済(麦) に加入。
J 農家の事故については、現地調査を行った損害評価員が肥培管理不良により20%の分割評価(減収の原因が農家側にもある場合、共済金の支払割合を少なくするもの)と評価したが、損害評価員と組合との間の連絡ミスから、組合は分割評価を行わないまま評価。
J 農家には、共済金1万8,422円が支払われているが、正しく分割評価した場合の共済金は1万2,080円であり、6,342円が過大に支払われている。

(4) 共済金等の支払

○ 支払対象のならない農家に共済金等を支払っているもの

F 県 F b 組合は、農家に対する無事戻金(過去3年間に共済金の支払を受けていないものや共済金の支払を受けていてもその額が少ないものに対し、払戻される掛金の一部)の算定に当たり、過去3年間の無事戻金の支払状況を確認すべきところを誤って過去1年分の支払状況のみを確認。
平成14年度の無事戻金の支払対象となった農家の中から3農家を抽出調査した結果、このうち2農家は無事戻金の支払対象とならないものであることが判明。支払う必要のなかった無事戻金は、2農家合わせて8,479円。